

## 令和2年度一般会計歳出第9款1項2目12節(1)委託料

受付番号	種目番号	連絡先	委託担当 資源循環局 業務課資源化係	担当者名 武野 電話 671-3819
------	------	-----	--------------------------	------------------------

## 設 計 書

- 1 委託名 蛍光灯選別業務委託(北部)
- 2 履行場所 資源循環局鶴見工場 ほか5か所
- 3 履行期間 ■ 期間 令和2年4月1日 から 令和3年3月31日 まで  
 又は期限 □ 期限 年 月 日 まで
- 4 契約区分 □ 確定契約 ■ 概算契約
- 5 その他特約事項
- 6 現場説明 ■ 不要  
 □ 要 ( 月 日 時 分 場所 )
- 7 委託概要 横浜市が分別収集し、ドラム缶で保管する蛍光灯を本市保管場所から受託者の選別施設まで安全かつ確実に引取るとともに、本市保管場所の同じ位置に空ドラム缶を設置する。また、本市保管場所での蛍光灯積込作業終了後は、必ず周囲の清掃を行う。  
 受託者の選別施設に搬入した蛍光灯を蛍光管及び電球とそれ以外の異物(残渣)など種類ごとに選別し、蛍光灯は、本市が指定する中間処理事業者が用意した容器に入れ、引取るまでの間保管する。また、選別の過程で発生する異物(残渣)については、本市が指定する施設に搬入する。

8 部 分 扱

## ■ する(12回以内)

しない

部 分 払 の 基 準

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額  
※概算数量の場合は、数量及び金額を( )で囲む

### 委託代金額

內 訣

## 業 務 價 格

## 消費税及び 地方消費税相当額

## 委託訳書

※概算数量の場合は、数量及び金額を( )で囲む

# 蛍光灯選別業務委託（北部）仕様書

## 1 委託概要

- (1) 受託者は、ドラム缶で保管されている蛍光管及び電球（以下「蛍光灯」という。）（異物を含む）を、ドラム缶で保管された状態のまま委託者保管場所から受託者の選別施設まで安全かつ確実に引取るとともに、委託者保管場所の同じ位置に空ドラム缶を設置する。また、委託者保管場所での蛍光灯積込作業終了後は、必ず周囲の清掃を行う。
- (2) 受託者の選別施設に搬入した蛍光灯等について、蛍光灯とそれ以外の異物（残渣）など種類ごとに選別し、蛍光灯は、委託者が指定する引取り事業者（以下「中間処理事業者」という。）が用意した容器に委託者の指定する通りに入れ、引取るまでの間保管する。また、選別の過程で発生する異物（残渣）については、「別表3」に表示する区分に従って選別を行い、委託者が指定する施設に搬入する。

## 2 履行場所

### (1) 保管場所

- ア 鶴見工場（鶴見区末広町1-15-1）  
イ 旭工場（旭区白根2-8-1）  
ウ 都筑工場（都筑区平台27-1）  
エ 神奈川輸送事務所（神奈川区新浦島町2-4）  
オ 神明台処分地（泉区池の谷3949-1）

（保管場所における設置箇所数、ドラム缶本数は「別表1」参照）

### (2) 選別業務

受託者施設（選別施設の所在地は、横浜市内に限る。）

## 3 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日

## 4 履行日

作業日は原則として月曜日から土曜日の毎日とし、日曜日及び12月31日から1月3日までは休日とする。ただし、業務上必要な場合は、休日を変更することがある。

## 5 令和2年度履行数量（概算）

46トン

## 6 引取り業務

### (1) 引取り計画

- ア 受託者は、契約締結後、委託者と調整し、保管量及び運搬効率等を考慮した引取り計画等を作成するものとする。
- イ 受託者は、蛍光灯を引取るにあたり、最も安全かつ効率的な経路を選定するとともに、自動車事故の防止を図るため、道路交通法等関係法令を遵守しなければならない。  
なお、運搬車両の神明台処分地への搬入・搬出ルートについては、別添図にあるとおりとする。
- ウ 受託者は、本業務を開始するにあたり、委託者と調整を行い、差し替えのための空ドラム缶の受け取りを行うこと。
- エ 受託者は、委託者保管場所における蛍光灯の搬入に支障が生じることのないよう、

定期的にドラム缶の引取りを行うとともに、空ドラム缶を設置（差し替え）し、常に蛍光灯を投入可能な状態にしておくこと。

オ 委託者の各保管場所への引取りは、原則として日曜日を除く毎日行うものとする。  
特に増量期である12月については、日曜日を除く毎日（ただし12月31日を除く）必ず引取りをすること。ただし、受託者の都合によりやむを得ない事情等がある場合には、引取りを行えない日の10日前までに、委託者と事前協議の上、その承認を得なければならない。

また引取りの際、複数の委託者保管場所の蛍光灯を積み合わせて運搬しても構わない。

#### (2) 人員、機材等

- ア 委託者保管場所に設置するドラム缶（200リットル・オープンドラム缶）及び交換用のドラム缶（保管場所に設置するものと同型）については、すべて委託者が用意する。
- イ 受託者は、委託者保管場所からの引取りに必要な人員・機材・車両等を自ら調達し業務を実施すること。
- ウ 引取りには、委託者保管場所に設置してある計量器によって計量が可能な車両を使用すること。

#### (3) 蛍光灯の計量方法及び数量の確定

- ア 蛍光灯の数量は、委託者保管場所から引取る際に、委託者の焼却工場（鶴見・都筑・旭）及び神明台処分地に設置してある計量法の規定に基づく特定計量器「別表2」を使用し、車両ごとに空車重量と積載重量をそれぞれ量り、積載重量から空車重量を差し引いた数量をもって確定する。
- 上記の作業は必ず同日中に行うこと。
- 計量方法については各施設の指示に従うこと。また、計量伝票を受領して必ず保管すること。

なお、計量結果である計量伝票は、委託者が作成する搬出確認書（蛍光灯・計量伝票シート）に貼付し発行するものとする。

- イ 車両ごとの空車重量及び積載重量を計量する際には、それぞれ同じ本数のドラム缶を積載していること。（ドラム缶1本あたりの重量はすべて同じとし、ドラム缶重量の差し引きをしないものとするため。）
- ウ 運転手及び作業員は、必ず車両及び計量器から降りた状態で計量すること。
- エ 当該受託業務の蛍光灯とそれ以外のものを混載して計量し、運搬してはならない。

#### (4) 搬出時間

委託者の各保管場所からの搬出は、神明台処分地については、計量を含め、8時45分から12時及び13時から15時30分とする。それ以外の保管場所については、計量を含め、8時30分から12時及び13時から16時30分までとする。ただし、委託者からの指示により変更になる場合もあり、その場合には、受託者はその指示に従わなければならない。

#### (5) ドラム缶の交換等

ドラム缶の設置場所については「別表1」のとおりとする。ただし、委託者からの指示によりドラム缶台数の増減又は保管場所を変更する場合があり、その際は、受託者は委託者からの指示に従わなければならない。

また、劣化して使用できないドラム缶を交換したり、委託者の指示によりドラム缶を増設する場合は、委託者の指定するドラム缶置き場から委託者の指定する保管場所に空のドラム缶を運搬すること。

#### (6) その他

- ア 受託者は、委託者保管場所での蛍光灯積込作業終了後は、必ず清掃を行い、周囲を

清潔に保たなければならない。

- イ 受託者は、積込作業中及び運搬途中に蛍光灯が割れないように注意すること。
- ウ 受託者は、運搬途中に蛍光灯が破損・飛散しないようにするとともに、風雨にさらされないように、シートをかけるなどの措置を講ずること。
- エ 委託者の各保管場所においては、構内速度を遵守し、他の車両等の走行に十分注意するとともに、本市職員の指示に従わなければならない。

## 7 選別業務

### (1) 選別計画

- ア 受託者は、契約締結後、委託者と調整し、人員及び作業効率等を考慮した選別計画等を作成するものとする。
- イ 受託者は、蛍光灯引取り後、1週間以内に選別を完了し、中間処理事業者が用意した容器に委託者の指定する通りに入れ、引渡し可能な状態にすること。また、引渡し頻度については、事前に委託者及び中間処理事業者と調整し決めるものとする。

### (2) 人員、機材等

- ア 受託者は、受託者施設における選別作業に必要な人員・機材・車両等を、自ら調達し業務を実施すること。
- イ 受託者は、選別完了後の蛍光灯を中間処理事業者へ引渡す際、車両への積込みを行うとともに、引渡し作業に必要な人員・機材・車両等を、自ら調達し業務を実施すること。

### (3) 受託者は、本業務の履行にあたり、廃棄物処理及び環境保全に関する法令を遵守し、適正な処理と周辺環境の保全に努めること。また、市街化調整区域内に規制されている建物が設置された処理施設など、違法な施設や機材などを使用してはならない。

### (4) 受託者は、蛍光灯の選別作業及び保管を屋内において実施することとし、騒音・振動・飛散及び土壤汚染等を防止するために必要な措置を講ずること。

### (5) 受託業務の実施にあたっては、近隣住民との間に問題が生じることのないよう、事業者の責任において対応すること。

### (6) 選別した蛍光灯と異物等の取扱い

- ア 受託者施設では、委託者から受託したものとそれ以外のものとを混在してはならない。

- イ 受託者施設に搬入した蛍光灯は、排出の際に使用された袋等（段ボール、新聞紙、ビニール袋など）を破り、蛍光灯と「別表3」の区分に従って異物（残渣）とに選別すること。また、選別作業中に蛍光灯が割れないように注意するとともに、異物（段ボール、新聞紙、ビニール袋など）の中に割れた蛍光灯等が混入しないようにすること。混入していた場合、持ち帰り再選別を行うこと。

なお、異物（残渣）を保管するための容器は、受託者が用意するものとする。

- ウ 選別した蛍光灯は、種類ごとに分け、中間処理事業者が用意した容器に入れて引取るまでの間保管すること。また、引渡す際には、中間処理事業者から引取った内容を証明する書類（受領書等）を受け取ること。

- エ 選別した異物（残渣）は、月ごとに「別表3」の施設に搬入するものとし、各施設への搬入時間を厳守すること。また、異物（残渣）の搬入先については、事前に委託者と調整し決定するものとする。

### (7) 異物（残渣）の計量方法及び数量の確定

- ア 異物（残渣）の数量は、各施設へ搬入する際に、各施設に設置してある計量法の規定に基づく特定計量器を使用し、車両ごとに空車重量と積載重量をそれぞれ量り、積載重量から空車重量を差し引いた数量をもって確定する。

上記の作業は必ず同日中に行うこと。

計量方法については各施設の指示に従うこと。また、計量伝票を受領して必ず保管すること。

なお、計量結果である計量伝票は、委託者が作成する蛍光灯・計量伝票シートに貼付し発行するものとする。

\*搬入確認書の用紙は、事前に委託者が用意して受託者へ渡すものとし、計量する際には、必要事項を記入した搬入確認書を計量棟の職員へ提出するものとする。

イ 運転手及び作業員は、必ず車両及び計量器から降りた状態で計量すること。

ウ 搬入時の処理手数料は免除するが、当該受託業務から出る廃棄物以外のものを絶対に混入してはならない。

## 8 年末年始等の対応

年末年始等、排出量が増加する時期や、突発的に排出量が増加した場合には、受託者は委託者の指示に従い、運搬車両を増やすなどの対応を図り、遅滞なく回収を行うこと。

## 9 提出書類

- (1) 受託者は、使用する選別施設の所在地、配置図、使用機器一覧表を事前に委託者に提出すること。(様式は問わない)
- (2) 受託者は、本仕様書の第6項(1)－ア及び第7項(1)－アに基づき、引取り計画及び選別計画を作成し、事前に委託者に提出すること。(様式は問わない)
- (3) 受託者は、引取りに使用する車両の車両番号・車種等を記載した「使用運搬車両届出書(様式5)」を、履行期間開始の14日前までに委託者に提出すること。また、記載内容に変更があった場合は、「使用運搬車両変更届出書(様式6)」速やかに委託者に提出すること。
- (4) 受託者は、円滑な業務執行が可能な作業員等を常時確保するとともに、必要事項を記載した「作業従事者届出書(様式7)」を、履行期間開始の14日前までに委託者に提出すること。また、記載内容に変更があった場合は、「作業従事者変更届出書(様式8)」を速やかに委託者に提出すること。
- (5) 受託者は、交換用のドラム缶及びその他本業務に必要な物品等を委託者から借用した場合は、「借用書(様式9)」を速やかに委託者に提出すること。

## 10 作業報告書及び確認

- (1) 受託者は、作業当日の受入業務実施状況を「蛍光灯選別業務受入日報(様式1)」及び「蛍光灯選別処理実績表(様式1－2)」に記載し、委託者が発行した計量伝票を計量伝票シート(台紙)に貼付し、それぞれを電子メールにより翌日までに委託者に送付すること。また、受入日報の原本と当月分の計量伝票の正本については、翌月の5日までに委託者に提出すること。
- (2) 受託者は、当月分の受入業務実施状況を「蛍光灯選別業務受入月報(様式2)」に記載し、原本を翌月の5日までに委託者に提出すること。
- (3) 受託者は、作業当日の搬出業務実施状況を「蛍光灯選別業務搬出日報(様式3)」に記載し、委託者が発行した計量伝票を計量伝票シート(台紙)に貼付し、それぞれを電子メール等により翌日までに委託者に送付すること。また、搬出日報の原本と当月分の計量伝票の正本については、翌月の5日までに委託者に提出すること。
- (4) 受託者は、当月分の搬出業務実施状況を「蛍光灯選別業務搬出月報(様式4)」に記載し、搬出月報の原本を、翌月の5日までに委託者に提出すること。
- (5) 受託者は、当月分の「委託業務履行完了部分検査申請書(様式10)」に必要事項を記載し、翌月の5日までに委託者に提出すること。
- (6) 受託者は、各種報告書及び計量伝票(写し)を受託業務完了の日から5年間保管する

こと。

- (7) その他、委託者が必要であると認めた場合には、受託者施設への立入検査、事情聴取、書類審査、その他報告書及び資料の提出等を求めることができる。  
この場合受託者は、委託者の指示に従い速やかに対応しなければならない。

## 11 業務引き継ぎ

- (1) 本契約の受託者と前年又は翌年の受託者とが異なる場合には、本契約の受託者は、本市の業務に支障を来たさないよう、前年又は翌年の受託者と率先して協力しなければならない。
- (2) 本契約の受託者と翌年の受託者とが異なる場合、本契約の受託者は翌年の受託者に対し、必要な情報提供等の引継ぎを実施しなければならない。本引き継ぎについては、本契約の受託者の責務とする。
- (3) 本項の規定に関して、本市から特別の指示を行う場合もある。受託者に対し、本市から特別の指示があった場合には、受託者は当該指示に従わなければならず、原則として受託者は当該指示に対し異議を行うことはできないものとする。

## 12 守秘義務

受託者は業務上知り得た情報等について、漏えいや盗難、滅失、き損その他の事故を防止するための安全措置を講じるほか、秘密保持に関して必要な措置を講じるものとする。

## 13 緊急事態発生時の対応

- (1) 受託者は、本市と協議の上緊急連絡網を作成し、緊急時に迅速に対応できるよう危機管理対策に努めること。
- (2) 受託者は、地震、台風等による災害発生時等の緊急事態（以下、「緊急事態」という）であっても、業務従事者を招集できる体制を確立しておくこと。
- (3) 受託者は、緊急事態が発生した場合の運搬作業等については、本市の指示に従うこと。  
特に市内で震度5強以上を観測した場合には、速やかに業務課へ連絡することとし、業務従事者の安否状況、運搬車両の被害状況、運搬状況及び受託者自身の会社運営状況等の報告を求められた際にも対応できるよう状況を把握しておくこと。電話等での連絡ができない状況の場合には、翌稼働日の稼働時間前までに業務課へ参集する等して、連絡を取ること。

## 14 契約の解除

委託者は、受託者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反し一般廃棄物について行政処分を受けた場合、契約を解除することができる。

## 15 適用文書

受託者は、本業務を遂行するに当たり、別記「廃棄物処理委託契約約款」を遵守しなければならない。

## 16 その他

- (1) 事故発生時の対応  
受託者は、事故及び労働災害が発生した場合は、別添「事故における対応について」に基づき適切に対応するとともに、過失割合にかかわらず関係者に対して誠意を持って対応しなければならない。
- (2) 本業務の履行に関して、疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議のうえ決定することとする。

(3) この契約は、令和2年4月1日の改正民法の施行に伴い、新たに施行する本市契約約款を適用することとする。

(別表1)

蛍光灯保管場所・ドラム缶設置本数及び回収頻度

保管場所	箇所数	ドラム缶 設置本数	回収頻度
鶴見工場 (鶴見区末広町1-15-1)	2	15	日曜日を除く毎日1回
旭工場 (旭区白根2-8-1)	2	20	日曜日を除く毎日1回
都筑工場 (都筑区平台27-1)	4	40	日曜日を除く毎日1回
神奈川輸送事務所 (神奈川区新浦島町2-4)	1	15	日曜日を除く毎日1回
神明台処分地 (泉区池の谷3949-1)	1	15	日曜日を除く毎日1回
合 計	10	105	

- ※ 本業務の開始に伴い、各保管場所に設置してあるドラム缶（計105本）とは別に、委託者と調整を行い、差し替えに必要な空ドラム缶の受け取りを行うこと。
- ※ 「回収頻度」は、あくまでも目安であり、委託者収集車の蛍光灯の搬入に支障が生じることのないよう、定期的に回収すること。
- ※ 蛍光灯を引取る際、複数の保管場所の蛍光灯を1台の車両に積み合わせても構わない。

(別表2)

計量場所・計量器サイズ等

計量場所	計量器寸法 (mm)	秤量 (t)
鶴見工場 (鶴見区末広町1-15-1)	縦7,500 × 横3,000	30
旭工場 (旭区白根2-8-1)	縦7,500 × 横3,000	30
都筑工場 (都筑区平台27-1)	縦7,500 × 横3,000	30
神明台処分地 (泉区池の谷3949-1)	縦8,000 × 横3,000	30

※各施設では、検量棟（有人）にて計量し、灰計量器（無人）での計量は不可とする。

(別表3)

## 異物（残渣）の区分、搬入施設及び計量器サイズ等

異物の区分	搬入施設	所 在 地	搬入時間
古紙 (品目ごとに分別)	委託者ストックヤード のいずれか	<u>別途指定</u>	<u>別途指定</u>
プラスチック製 容器包装	<u>別途指定</u>		
乾電池	神明台処分地	泉区池の谷 3949-1	8:45～12:00 13:00～15:30
缶・びん・ ペットボトル	資源選別施設 のいずれか	<u>別途指定</u>	8:30～12:00 13:00～16:30
資源化可能な金属類			
スプレー缶	委託者焼却工場 のいずれか	<u>別途指定</u>	8:30～12:00 13:00～16:30
不燃物			
可燃物			

計量場所	計量器寸法 (mm)	秤量 (t)
鶴見工場（鶴見区末広町1-15-1）	縦7,500 × 横3,000	30
保土ヶ谷工場（保土ヶ谷区狩場町355）	縦7,500 × 横3,000	30
旭工場（旭区白根2-8-1）	縦7,500 × 横3,000	30
金沢工場（金沢区幸浦2-7-1）	縦7,500 × 横3,000	30
都筑工場（都筑区平台27-1）	縦7,500 × 横3,000	30
神明台処分地（泉区池の谷3949-1）	縦8,000 × 横3,000	30

- ※ 区分ごとの搬入施設については、事前に委託者と調整し決定するものとする。
- ※ 搬入施設の所在地は、すべて横浜市内である。
- ※ 搬入時間内に、退出まで完了すること（厳守）。ただし、搬出時間は委託者からの指示により変更になる場合もあり、その場合には、受託者はその指示に従わなければならない。
- ※ 各施設では、検量棟（有人）にて計量すること。

## 事故における対応について(委託業者)

<大まかな流れ>

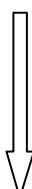
事故発生



事故状況の把握



連絡体制の維持



当日の報告

<具体的取組事項>

- 業務従事者は、速やかに現場責任者に報告する。
- 現場責任者は、事故の規模に関わらず、業務課へ即時に報告する。その後は、どんなに小さなことでも、新しい情報が入り次第、すぐに報告を入れ、連絡を密にしておく。

- 事故の状況のうち、知り得る範囲の情報を逐一把握、報告する。  
(電話連絡を行うこと)

<把握したい内容>

- ・発生日時・場所
- ・人身、物損の別
- ・発生原因の概要
- ・相手方の名前、年齢(生年月日)、職業、住所、電話番号、怪我の状況、車両・構造物の破損状況など
- ・当方の運転手の名前、年齢(生年月日)、車番、怪我の状況、車両・構造物の破損状況など
- ・搬送された病院、付添い人
- ・警察関係→事情聴取
- ・現場の対応→警察、病院、現場の状況
- ・当日の作業への影響など
- ・現場写真

- 連絡体制の維持

- ・現場対応者から、被害状況など最新の状況を連絡する体制を維持する。
- ・病院での診断結果、相手方の家族との話など

- 本日の事故状況、被害状況、明日以降の作業への影響など、業務課に連絡し、調整する。

- ・業務課に電話で連絡したこと、その日の最終的な状況 等をとりまとめ、事故の状況をその日のうちに業務課 に書面で報告する(持込、Eメール、FAX可)。

※上記の当日の報告とは別に、後日、「事故報告書」を業務課に提出すること。本市が指示する場合には、「事故指導報告書」等の書類を提出し、再発防止の策を講じること。

# 蛍光灯選別業務受入日報

住所

名称

代表者職氏名

印

\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日 ( \_\_\_\_ ) 曜日

	保管場所	搬出時間 (保管場所)	搬入時間 (選別施設)	積載重量(kg)	空車重量(kg)	受入量(kg)	ドラム缶 交換 本数
1		:	:				
2		:	:				
3		:	:				
4		:	:				
5		:	:				
6		:	:				
7		:	:				
8		:	:				
9		:	:				
10		:	:				
11		:	:				
12		:	:				
13		:	:				
14		:	:				
15		:	:				
合計							

## 蛍光灯選別処理実績表

『様式1-2』

年 月

概算契約	税抜き金額(円)	消費税(円)	税込み金額(円)	概算処理量(t)	単価(円/t)	
当月委託料	税抜き金額(円)	消費税(円)	税込み金額(円)	処理量(t)	稼動日数(日)	ドラム缶本数
累計(4月)	税抜き金額(円)	消費税(円)	税込み金額(円)	処理量(t)	稼動日数(日)	ドラム缶本数

## 螢光灯選別業務受入月報

## 住所

### 名称

代表者職氏名

印

年 月分

	日	曜日	運搬台数	受入量(kg)	ドラム缶交換本数
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					

	日	曜日	運搬台数	受入量(kg)	ドラム缶 交換 本数
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
合計					

## 蛍光灯選別業務搬出日報

住所

### 名称

代表者職氏名

69

年 月 日 ( ) 曜日

## 1 蛍光灯(蛍光管及び電球)搬出実績

	車両番号	搬出時間		車両番号	搬出時間
1		:	4		:
2		:	5		:
3		:		合計搬出台数	台

※蛍光灯引取り事業者(中間処理事業者)へ引き渡した台数。

## 2 異物(残渣)搬出実績

## 螢光灯選別業務搬出月報

## 住所

## 名称

代表者職氏名

印

年 月分

年 月 日

## 使 用 運 搬 車 両 届 出 書

住 所

名 称

代表者職氏名

印

使用運搬車両について、次のとおり届出致します。

契約名	蛍光灯選別業務委託			
使用車両 (下記の枠に記載)				
車両番号	車体の形状	車両総重量	最大積載量	備 考

※「自動車検査証」の写しを添付すること。

年 月 日

## 使 用 運 搬 車 両 変 更 届 出 書

住 所

名 称

代表者職氏名

印

使用運搬車両について、次のとおり届出（変更）致します。

契約名	蛍光灯選別業務委託			
使用車両（下記の枠に記載）				
車両番号	車体の形状	車両総重量	最大積載量	備 考

※「自動車検査証」の写しを添付すること。

年      月      日

# 作業從事者届出書

## 住 所

## 名称

代表者職氏名

印

作業従事者について、次のとおり届出致します。

※氏名はフルネームで記入のこと。

※フォークリフト等構内作業に使用する機材で資格等を必要とするものは、修了証等の写しを添付すること。

年 月 日

# 作業從事者変更届出書

## 住 所

## 名称

代表者職氏名

印

作業従事者について、次のとおり届出（変更）致します。

※氏名はフルネームで記入のこと。

※フォークリフト等構内作業に使用する機材で資格等を必要とするものは、修了証等の写しを添付すること。

年　　月　　日

横浜市契約事務受任者

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

## 借 用 書

次の事項を遵守し、 年度蛍光灯選別業務委託に必要な下記物品を、  
年　　月　　日から　　年　　月　　日の間、借用します。

借用物品	
使用目的	年度蛍光灯選別業務のため
管理責任者	
備考	<p>借用物品は、転貸をせず、上記使用目的以外には使用しません。</p> <p>使用・保管には十分注意します。万一、借用物品を紛失又は、破損したことにより損害等が生じた場合については、代替品を用意して弁償する、または損害を賠償します。</p> <p>契約終了時には、速やかに返却します。</p>

以上

『様式 10』

## 委託業務 履行完了部分検査申請書

年 月 日

横浜市契約事務受任者

住 所

受託者

氏 名

印

次のとおり、廃棄物処理委託契約約款第 32 条第 3 項の規定により、委託業務の履行済部分の検査を申請します。

委託業務名	年度蛍光灯選別業務委託	
履行場所		
契約期間	年 月 日から	年 月 日まで
履行完了部分	年 月分	

## 蛍光灯選別残渣 搬入確認書（計量施設/

) 本市控

搬入日 年 月 日( )

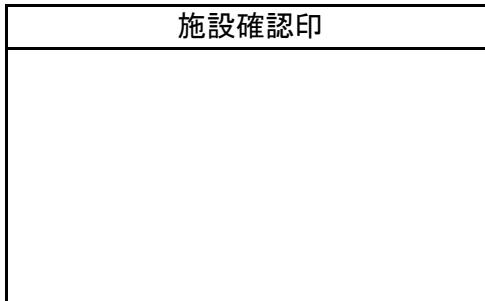
会社名 \_\_\_\_\_

車両番号 \_\_\_\_\_

搬入品目 \_\_\_\_\_

(積載時計量伝票貼付)

(空車時計量伝票貼付)



積 載 重 量	kg
空 車 重 量	kg
残 渣 物 正 味 重 量	kg

## 蛍光灯選別残渣 搬入確認書（計量施設/

) 受託業者控

搬入日 年 月 日( )

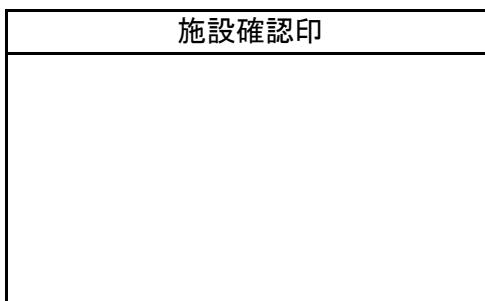
会社名 \_\_\_\_\_

車両番号 \_\_\_\_\_

搬入品目 \_\_\_\_\_

(積載時計量伝票貼付)

(空車時計量伝票貼付)



積 載 重 量	kg
空 車 重 量	kg
残 �渣 物 正 味 重 量	kg

※業務課資源化係へ送付してください。

## 【 年度】 蛍光灯・計量伝票シート( )

年 月 日 ( ) 天候

車両番号

①	積載重量		積載重量	
	空車重量		② 空車重量	
	正味重量		正味重量	

品 目

単位(kg)

① 積載時の計量伝票

② 積載時の計量伝票

① 空車時の計量伝票

② 空車時の計量伝票

# 神明台処分地 通行ルートについてのお願い

◎神明台処分地へは 県道 鴨居・上飯田線から搬入路を利用してください。

■ 処分地搬入者進入禁止

